皇室事項

信任状捧呈式

六月九日午前十時三十分、宮中において、新任ブルネイ・ダルサラーム国特命全権大使ホセ・カスティリョ・ラウレル五世の信任状捧呈式を行われた。

六月九日午前十一時、宮中において、新任ベラルーシ国特命全権大使ルスラン・イェシンの信任状捧呈式を行われた。

御祝電

天皇陛下は、ポルトガル国の国祭日につき、六月九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、フィリピン国の独立記念日につき、六月九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、ロシア国の国祭日につき、六月九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十九年六月十三日

東北運輸局長　尾関　良夫

一　岩手県立宮古水産高等学校

代表者の氏名

（変更前）熊谷　正樹

（変更後）楳原　健

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、福井労働局の関係労働者を代表する者峯森大輔の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成29年６月13日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の労働者の加入している労働者の団体であって、福井労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成29年６月22日

４　推薦書及び添付書類提出先　福井労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

（注）１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公告

諸事項

佐賀東部土地改良区役員の就任の公告

佐賀県及び福岡県の区域の一部を地区とし、佐賀県神埼市に事務所を有する佐賀東部土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項、第124条及び第136条の３の規定に基づき公告する。

平成29年６月13日

九州農政局長　金丸　康夫

１　就任

役職	氏　名	住　所
監事	長谷川　優	佐賀県佐賀市川副町大字大託間929番地

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年６月13日

関東地方整備局長　大西　　亘

１　処分をした年月日　平成29年５月30日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　鉄建建設株式会社　代表取締役　林　　康雄　東京都千代田区三崎町２－５－３　国土交通大臣許可（特―28）第1220号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止

⑴　停止を命ずる営業の範囲

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域内における土木工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

（注１）「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木工事を請け負う営業をいう。

（注２）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

⑵　期間

平成29年６月14日から平成29年６月16日までの３日間

４　処分の原因となった事実　鉄建建設株式会社の作業所長は、同社の業務に関し、法定の除外事由がないのに、同作業所の労働者に対し、平成28年２月に、時間外労働に関する協定に定めた時間を超えて時間外労働をさせたとして、同社及び作業所長は、平成29年１月10日に大船渡簡易裁判所から、労働基準法違反により罰金30万円の略式命令を受け、各々その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第１項第３号に該当すると認められる。

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成２９年（へ）第４号

石川県小松市長田町イ55番地

申立人　株式会社北陸保全

代表者代表取締役　安村　忠義

権利を争う旨の申述の終期　平成29年９月12日

平成29年５月23日　京都簡易裁判所

（別紙）　目　録

約束手形　２通

⑴手形番号　ＡＤ15246

金額　444,420円

支払期日　平成29年５月31日

支払地　京都市

支払場所　京都信用金庫西大路支店

振出日　平成29年１月31日

振出地　白地

振出人　長津工業株式会社　代表取締役　津田　靖明

受取人　申立人

最終所持人　申立人

⑵手形番号　ＡＣ78573

金額　737,100円

支払期日　平成29年４月30日

振出日　平成28年12月28日

⑵の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ